

(仮称) 草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例



に規定すべき事項 (概要)

参考資料

【目的】

この条例は、建築基準法の規定に基づくものであり、都市計画法による地区計画で定められた建築物に関する制限（地区整備計画）の中で、当該計画の目的を達成するために特に重要な事項について、条例による手続きによりその実現を担保するため必要な制限を定めたものとなります。

【主な制限の内容】

- ①用途の制限 ②容積率の最高限度 ③建ぺい率の最高限度
- ④敷地面積の最低限度 ⑤壁面の位置の制限 ⑥高さの最高限度

イメージ図



例えば、このようなルールを定めることができます。

②容積率の最高限度
・敷地に対する延べ面積のボリュームを定め、住環境の保全を図る

①用途の制限
・誘導したい用途に限定する
・規制したい用途を定める

③建ぺい率の最高限度
・敷地に対する建築面積のボリュームを定め、住環境の保全を図る

⑤壁面の位置の制限
・道路等に面した建築物の位置を整え、統一感のある街並みとすることができる

⑥高さの最高限度
・建築物のスカイラインの調和を図る
・地区周辺の住環境に配慮

④敷地面積の最低限度
・敷地分割による狭小な宅地を防止し、居住水準を維持する

